

第29号



山口浜屋税理士法人
東京都日野市豊田4-14-14
TEL042-586-9050



会津若松市にて 職員（二瓶）撮影

新しい資本主義に求められるもの

令和3年10月15日、新しい資本主義実現本部が設置され、新しい資本主義実現会議が開催されることが閣議決定されました。

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するために設置されたこの実現本部は、

実現会議を通じて、新しい資本主義実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めることを目指しています。

新しい資本主義が実現した社会はどのようになっていくのでしょうか。具体的に政策や税制にどのような形で反映されていくのでしょうか。民間の

有識者構成員の発言などから「新しい資本主義に求められるもの」を探ってみました。

一、道徳と経営

構成員の渋澤健氏は、「資本主義の父」と呼ばれる渋澤栄一の玄孫さん。「論語と算盤」経営塾を運営しています。なぜ氏が有識者に選ばれたの

か。それは渋澤栄一の「道徳経済合一説」などの思想が、今再評価されつつあるからでしょう。

富をなす根源は何かと言えば、仁義道徳。正しい道理の富でなければ、その富は完全に永續することができぬ。
(渋澤栄一「論語と算盤」)

また、構成員の柳川範之教授は、「政府がすべて解決をするのではなく民間と市場の力を活用」と意見を述べ、そのポイントのひとつとして、「人」を大切にす資本主義の構築をあげています。

最近では、「ESG経営」をめざす会社も増えています。この考え方は、国連によって発表された「責任投資原則(PRI)」の中で投資判断のあらたな観点として紹介され、世界中に広まってきたものです。Eは環境、Sは社会(地域との共生)、Gは管理体制(人が正しく働ける仕組み)を指します。

伊藤忠グループの企業理念は、「三方よし」。三方とは、「売り手」「買い手」「世間」。実に端的に「道徳と経営の両立」を示しています。

京セラ経営哲学では、「人間にとって普遍的に正しいことは何か」からさまざまな判断をすると宣言しています。

「道徳と経営」と言うと難しいですが、「道徳と利益(追求)」と言い換えても良

いかかもしれません。会社に限らず個人にとっても大事な価値観であり、誰でも「いいね」を押ししてくれることだと思いたい。今、あらためてこれを提唱する意味は現状が程遠いから。だからこそ、この価値観を共通のビジョンとして考えられるか、具体化できるか検討するのかなと思います。

二、多様性

諏訪貴子氏、平野未来氏、米良はるか氏3名は、女性の後輩として期待しています。多様性こそが誰もが参加できる資本主義の象徴。とはいえ彼女らは、性別や年齢を飛び越えて構成員に選ばれる経歴、発信力を持っていると感じています。

諏訪氏は、中小企業、しかもものづくりの会社の2代目。日本にとって経済の原動力であった中小製造業のこれからは、現場から日々考えています。会社のホームページには、「お客様のニーズに貢献する」ための企業ポリシーとして、
○ 高品質・高精度／納入不具合ゼロ
○ 低価格／安定供給
○ 納期厳守／突発・特急対応を掲げています。シンプルですがこれを実現する不断の努力は相当なもの。人づくりにも熱心です。

平野氏はAIの会社、米良氏は日本初のクラウドファンディングの会社を経営。いずれも

新しい産業をリードする存在であり、働き方も含めた斬新な、合理的な考えを聞かせていただけるでしょう。

平野氏の会社のミッションは、「創造あふれる世界を、AIと共に」、米良氏の会社のミッションは、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」。ともに視点は、社会に向いています。



さる10月26日第1回新しい資本主義実現会議が開かれました。資料「新しい資本主義の実現に向けて(論点)」では、「成長と分配の好循環」を、次のようにまとめています。

分配の原資を稼ぎ出す「成長」と次の成長につながる「分配」を同時に進めることが、新しい資本主義のカギ。諸課題の実現に向けて「政府」「企業(経営者、働き手、取引先)」、「イノベーション基盤(大学等)」といった各主体が果たすべき役割、「国民・生活者」の参画の在り方、官民それぞれが役割を果たす中で協力の在り方とは何か。

皆それぞれが、個性を発揮し、自主的に希望をもって行動し、協力していけるような制度の構築。結果として、貧困のない、誰もが希望をもって生きていける社会になることを期待しています。(玲子)

「電子帳簿保存法」が改正されました

「電子帳簿保存法」という法律をご存じでしょうか。

税務上、法人及び個人事業者は、事業にかかる帳簿書類を一定期間保存する必要があります。

保存方法は、紙による保存が原則ですが、一定の要件を満たせば電子データで保存することも認める、というのが

「電子帳簿保存法」です。

いままでは、『電子データで保存しても良い＝紙で保存していればOK』であったため、領収書や請求書等をどのような形で作成したり受け取りたりしても、紙に出力して保存しておけば問題はありませんでした。

しかし、令和3年度の税制改

正により、保存が必要な帳簿書類のうち、令和4年以後の「電子取引」にかかる書類については紙で保存することが認められなくなりました。

つまり、**令和4年1月1日以後に行う「電子取引」にかかる書類は、すべて電子データで保存しなければならなくなった**ということです。

【電子取引とは】

電子取引とは、「取引情報（※）」の授受を紙ではなく電子データによって行う取引をいい、例えば次のようなものが該当します。

- ◆ インターネット等による取引（Amazonなどのウェブサイトでの物品購入等で、紙の領収書が発行されないもの等）
- ◆ 電子メールにより取引情報を授受する取引（電子メールの添付ファイルにより領収書等を授受したもの等）
- ◆ ペーパーレスのFAX（複合機によるもの等）により取引情報を授受する取引
- ◆ クラウドサービスで行った取引、EDI（電子データ交換）取引

※「取引情報」とは、領収書、請求書、注文書、見積書、契約書などの取引上の書類に通常記載される事項をいいます

この「電子取引により授受される取引情報」について、電子データのままで保存することが求められますが、具体的な保存方法としては次のような方法が考えられます。

- 授受した電子データをPDF等でサーバー等に保存する。
- ウェブサイトやクラウドサービス等から領収書等をダウンロードし、PDF等でサーバー等に保存する。
- ウェブサイト上に表示される領収書等をスクリーンショットし、サーバー等に保存する。
- ウェブサイトやクラウドサー

ビス等に領収書等を保存する（保存要件及び保存期間を満たす保存機能がある場合）。

なお、**電子データの保存については、一定の要件を満たす必要があります。**要件の詳細については、当法人作成のリーフレット「電子データの保存要件」をご確認ください。

この帳簿書類の保存については、法人・個人関係なく、すべての事業者の方が対象となります。保存義務を怠ると青色申告の取消しとなる可能

性もありますので、要件に沿った形で正しく保存をしていただく必要があります。

事業者の皆様には、まず「どの取引が電子取引に該当するか」をご確認いただき、その上で、「該当する取引について、どのような形で電子データを手し、どのような保存方法によるのが適切か」をご検討いただければと思います。

ご不明な点につきましては当事務所の会計担当者にご相談ください。（牧）

確定申告のご案内

- 初めて当法人に依頼する方
 - 建物を建てた・買った方
 - 土地・建物を売却した方
- ⇒年内にお知らせください！

特に、初めてご依頼の方で1月以降にお申出の方は、業務の状況によりお引き受けできないことがあります。品質確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

年末年始休業のご案内

当法人の年末年始の営業期間は以下のとおりです。予めご了承くださいませ。

12							DECEMBER 2022
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
1	2	3	4	5	6	7	
	年 末 年 始 休 業		大 掃 除 の み	年 末 年 始 休 業	平 常 営 業		

お忘れでないですか？ 消費税届出

建物の取得や多額の設備投資を行った場合、届出により納付する消費税額が大幅に減少したり、または還付を受けられる可能性があります。

この届出は法人であれば適用を受ける期の前期末、個人であれば適用を受ける年の前年末が提出期限であるため、建物の建設や設備投資が完了した後から適用を受けることはできません。届出にあたっては有利不利判定のための試算が必要となる場合が多いため、ご相談はお早めに。

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
 所在地 東京都日野市豊田4-14-14
 代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
 税理士 川越 国広 佐々木 安久
 牧 麻美
 営業時間 午前9時から午後5時
 定休日 土・日・祝日
 アクセス JR中央線豊田駅南口より
 徒歩7分
 駐車場 あり

お電話でのお問合せは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは…

山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yh.z.ecnet.jp